

第九節 商業

一 經濟

台風圏内に位置する孤島であるため、往古は、産物が少なく、交通の便もないので、島内は自給自足と、物々交換の經濟であった。

文永三年（一二六六）に、奄美諸島が初めて琉球王に入貢したところから、琉球との往来も開けてわずかに琉球の文物が入り始め、応永二年（二三九五）ごろに、世之主が島主に封ぜられてから琉球との關係は深まった。

文化・文政の頃に、徳之島から伝来の砂糖黍きびで黒砂糖を製造開始以来、年を追って増産して、天保八年（一八三七）には砂糖生産高が三十六万斤余（約二十二万キログラム）になり、家畜の増加などとともに生活を豊かにした。

砂糖以外には換金作物がなかったので、明治中葉までの商業の歴史は、砂糖売買の歴史であった。明治四十年（一九〇七）ごろから、百合根ゆりねが換金作物に加わり、砂糖と百合根の取り引きの好不況が、商業の景気を左右した。

元禄三年（一六九〇）に、薩摩藩が代官を置いてからは鹿児島との關係が深くなり、商人が入り込んで砂糖の売買が行われ、交易の世と称して金銭も通用していた。

しかし、嘉永五年（一八五二）までの数十年間は、在勤の藩吏が、鹿児島から品物を移入して砂糖と交易した。売れ残りがあると、不要な品物でも強いて買わされて困る状態であったので、嘉永六年（一八五三）に、生活必需品を役場の費用で移入して、産糖の見積もりに応じて配分することにし、天災などのために品物代が不足する場合には、無利息で延期するように改めた。

せっかく改善したのに、翌安政元年（一八五四）には、沖永良部糖も藩の総買上制となって、商売は禁止され、同時に金銭の通用も廃止された。そして、一切砂糖の自家用も禁止、密売者は死刑と定めて、もっぱら藩の三島方が交易に当たった。当時の品物と砂糖の交換は、砂糖

三十斤（十八キログラム）と木綿一斤（六百グラム）、種子油一升（一・八リットル）、百田紙一束であった。

三島方では、島の産糖見積もりによって、米と大豆約三百石（約五十四キログラム）、産糖多量の年は追加せずと、その他日用品を移入して翌年の産糖と交換し、過不足分は互いに無利息で次の年に精算した。

（昇曙夢著『大奄美史』による）

大島では、砂糖と品物の交換は次のように行われた。

租税として砂糖を徴収した残余糖は、全部品物と交換して買い上げた。そのため、村吏の掟、筆子などが、あらかじめ立黍によって製糖高を予定し、その予定額から租税糖を控除した残余糖と交換する品物を調べてこれを間切役所に届け、間切役所はこれを取りまとめて代官所に送り、代官所でこれを総計して藩庁に送達する。藩庁はこれらの品物を仕入れて大島に送り、各代官、与人、横目が立ち合ってこれらの品物を受け取り、各注文者に渡した。

三島方の一八三〇年の交換率は次のとおり。

縞さらし一反と砂糖八十斤（四十八キログラム）。百田紙一束

—砂糖二十五斤（二五）。一寸釘百本—四斤（二・四）。傘一本—十八斤（一・八）。キセル上—十八斤（一・八）。風呂敷大一枚—二十八斤（一六・八）。酒一升（一・八リットル）—二十五斤（一五）。油一升—二十斤（一〇）。米二斗八升（約五十リットル）—百四十二斤（八五・二）。こんぶ一斤—三斤（二・八）。ソーメン百匁（三百七十五グラム）—三斤（二・八）。鍋丸—二百斤（百一七）。数の子一斤—五斤（三）。ローソク一斤—二十斤（一〇）。小刀一刃—二十五斤（一五）。七分板一間—五十斤（三〇）。四分板一間—二十五斤（一五）。塩一升（一・八リットル）—三斤（一・八）。茶一斤—二十五斤（一五）。小斧一刃—三十斤（一八）。

この砂糖一斤（約六百グラム）と米約二合（〇・三六リットル）との交換は、大阪相場の砂糖一斤に対して米一・八リットルから見ても大変な暴利であった。このように砂糖は安く買い上げて大阪で高く売り、品物は大阪で安く仕入れて大島で高く換え渡して、二重の暴利をむさぼった。

明治六年（一八七三）に、砂糖の自由売買が許された。

だが、永年にわたる藩の商業厳禁のために、貨幣の流通、運用を知らないのが、商取り引きは鹿児島商人のなすがままであった。

砂糖の自由売買は名のみで、県庁が干渉し、鹿児島商人の組織である大島商社を保護して砂糖を一手に商わしめた。その上、砂糖取り引きの事務を大島支庁以下各村役場に担当させて注文を取り、その注文に応じて島民の必要物品を仕入れて、その物品と交換に砂糖は商社の一方的値段で買い取った。これは、旧藩庁の総買上制を商社の一手売買に変形したに過ぎず、旧時代の苛酷な状態は継続された。

これにたまりかねて、大島を中心に、県庁の商社保護に反対する猛運動が展開された。首謀者たちは投獄されたり、明治十年役に決死隊として参戦させられたりしたが、大衆運動はやまず、ついに明治十二年（一八七九）に貫徹されて、鹿児島商社保護は中止され、他地方からも商人が入り込むようになった。

しかし、鹿児島商人は旧来の商習慣から抜けきらず、島民に高利で金銭を貸し付けて砂糖を安く買い、商品は高かったため、明治十九年（一八八六）に、新納中三支

に選出し、さらにその中から撰玄碩、小田為胤の二名を選んで県へ陳情させて、糖価を有利にした外、物価の利鞘さきを従来の十パーセントから八パーセントに下げさせて、十二年の産糖を取り引きした。

明治二十年（一八八七）に、渡辺県知事が、県令三十九号で大島郡の砂糖は鹿児島商人以外に売ることを禁止したので、また、鹿児島商人が横暴するようになって糖価は安く押さえられた。

この事態に憤慨した新納中三は、県令三十九号取り消し運動を画策、郡内各地の有志を集めて協議して猛運動を展開し、これに和泊戸長坂本元明も参加した。

しかし、知事は頑強に撤回を拒否したので、そんなに大島郡をまます扱ひするなら、大島郡は鹿児島県から分離して、沖縄県の管内に入る運動を起すこと県会で迫ったので、ついに知事も折れて、他県商人の砂糖取り引きを認めた。

その結果、阿部商店は再び郡へ進出したため、急に糖価は上って郡民は利益を得た。阿部側と鹿児島側との砂糖、商品交換比率は、次のような大差があった。

品物 阿部側 鹿児島側

庁長が、大阪商人阿部彦次郎と砂糖一手販売の契約を結んだところ、鹿児島商人の反感を買って免官され、阿部との契約は破棄された。

明治十年（一八七七）前後の砂糖取り引き

正副庁長は、鹿児島商人池田九兵衛、林善左衛門と年々約定して、すべての砂糖を島で売り渡した。その代価は、貢租に充当分は一斤に付米四合二勺替えて計算し、借金の年賦返納用は一斤に付き約二錢六厘替えて計算した。そして、貢租ならびに年賦返納は、商社から鹿児島で納め、その他の余り糖代金は、一斤に付き約二錢六厘替えて計算した。

砂糖を商人に渡すときは、各自に船場へ持ら出して、副庁長、其他の者が商人側と立ち会って量目を確認し、双方の帳面に記載した。副庁長は、その帳面に、各人の砂糖掛け渡しのうちから、その年の貢租と年賦返上の分を差し引きした残金の計算書を各人に交付し、これで各人は、商社支店で現金や物品を受け取った。

明治十一年（一八七八）に、産糖売捌の方法を改めて、取り引きに関する一切の権限を持つ部理代人六名を五月

番茶一斤	砂糖一斤	砂糖十斤
百田紙百枚	三斤	十斤
米一升	一・四斤	四斤

鹿児島商人は、砂糖一斤を前貸金二錢、現金三錢で買い、阿部商店は、金を年七パーセントで貸し付けて、その砂糖の販売委託を受けて大阪で販売して、その代金で清算し、残金は払い戻した。

このため、阿部の商法は島民の人気を博したが、鹿児島商法は次第に振るわなくなったので、相連合して南島興産商社を組織し、各枢要地に支店を置いて、阿部同様金利は年七パーセントにし、品物は大安売りすると宣伝して、両者間に砂糖の争奪が行われた。そうしているうちに、大島砂糖の売買が開放された事が知れ渡って、他の商人も入り込んだので砂糖を有利に販売できた。これらの商人は、砂糖一斤と米一升または二升と、番茶は三、四斤と交換し、現金取り引きは砂糖一斤を六錢五厘、八錢で買ったので好景気となった。が、南島興産商社は間もなく倒産した。

砂糖騒動

(「奄美大島縮刷版」による)

明治十九年(一八八六)に、前代未聞の大暴風があつて、農作物が皆無となり郡民が生活に困窮した時に、石井清吉が、その救済策として、一、負債償却、二、勤勉、三、節約の実行を提案し、これを三法方と称した。そして、負債償却について、石井清吉は、大台風のため砂糖が大凶作で負債糖を返済出来ないのだから、負債を今年返す必要はない。しかも法外な八十パーセントの利子は支払わないでよいと郡民を指導し、裁判事件も起つたが、その事が裁判でも認められて、郡民は救済された。

和泊で、三法方の総代坂本元明か、村民大会を開いて三法方の趣旨を説明した時に、偶々商人側店員が多数農家に押し掛けて、砂糖樽を強奪して店へ運んだとの知らせがあつた。坂本総代は大変怒つて、会衆にその砂糖を取り戻すよう命じたので、大挙して店に押しかけて砂糖を取り戻して村役場の倉庫に格納した。商店側もこれに屈せず、関係者を全部集めて、村役場倉庫から砂糖を強奪しようとした。

社倉主任土持政照は、この不穩形勢を心配して、事を円満に解決しようと社倉の庭で会合協議した。ところ

が三法方側は、土持一派は商人のひいきと誤解して、その会合に投石したので、社倉側はやむを得ず火繩銃で応戦した。が、間もなく誤解とわかつて無事に収まった。一方役場では、商店側の来襲に備えて、七日間火繩銃で警戒したが、大事に到らず終息した。

明治二十四年(一八九二)に、大島各島は交通不便で、文明の進歩に遅れ、産業も振興せず、移入商品は約五十パーセントも高いので、各島協議の上大阪商船会社と契約して、毎月一回鹿児島との定期航路を開いて物価を下げた。

砂糖販売の組合を組織

明治四十年(一九〇七)、前の商人買いの砂糖代金が、大阪の相場に比べて二銭九厘〇四銭五厘ほど安くて不利益であつたので、島庁、村役場取り扱いで、産出糖の一部を試験的に大阪で売つたところ、相当の利益があつたので、明治四十年七月に、砂糖販売のため有限責任大島郡販売組合を創立し、各町村に支部を置いた。このため、商人も代価を定めて適当な値段で買うようになった。

明治四十三年(一九一〇)に、信用、購買事業を追求し、大正六年(一九一七)七月から、購買事業を開始して品物を安く供給したので、一般商店の物価も安くなつた。

昭和十九年(一九四四)に、産業組合から農業会へ変更、さらに、協同組合、信用農業協同組合と変遷を経て、二十九年(一九五四)に、和泊町農業協同組合になった。

百合根

野に生えている百合根を採取して売っていたが、明治三十七年(一九〇四)ごろから畑作して、四十三年(一九一〇)に、横浜商人の手で主として米国に輸出された。当初の価格は、六寸球一銭、七寸二銭、八寸三銭であつた。年によって価格は変動したが、年々栽培は盛んになつた。

大正三年(一九一四)は豊作で、価格も六寸球三銭、七寸五銭、八寸七銭、九寸九銭、尺十一銭と高く、総売り上げ額は八万四千五百十円で大麥活気を呈した。

大正七年(一九一八)の第一次世界大戦の時に、米国が輸入を禁止したのと、百合不作のため不況に陥つたが、

翌年解禁されると急に需要が増大して、商人が競争買いして、五寸球六銭、六寸以上二十銭、九寸以上三十銭と高値で取り引きされた。昭和十六年(一九四二)の第二次世界大戦勃発で、百合根の輸出は七年間中止され、二十四年(一九四九)に、初めて本土へ移出換金された。輸出の再開とともに順調に伸びて、五十六年(一九八一)には、生産額八億円を超した。

その他

従来、木材は主に沖縄県山原やんばるから移入していたが、明治四十年(一九〇七)ごろから、大島本島からも移入され、板貫、垂木、棧、桁、柱などの製材品は本土から移入された。

往昔は、染料は木の皮、木の実、泥などを使用していたが、明治時代以来、沖縄から藍あいを移入して使用し、藍染めの商売も行われた。

商店

明治八年(一八七五)、大島支庁から、金銭価値表を

添えて金銭融通の布達とともに、金銭の貸し渡しが行われて、金銭の流通が始まった。そして、これからおおいと金銭の流通も盛んになるから、島民の中からも商法開店するようにと慫慂しうようがあった。こういう時代の流れに従って、明治十年（一八七七）に、有川貞哉が、島の人として初めて開店した。開店資金は、三、四百円（當時砂糖一斤二錢七厘）で、生活用品をなんでも商うよろず方屋であった。その後、島の人が開店したが振るわなかった。当時、鹿児島商店が数軒あった。

大正八年（一九一九）ごろは、第一次世界大戦の戦後景気で紬業は繁盛し、百合、砂糖も高騰して商業は活気があった。

昭和の初期ごろは、産業組合と商店が十数軒あったが、世界不景気の余波を受けて、島も不況で商業は振るわなかった。

昭和十六年（一九四一）に、第二次大戦が勃発して、次第に物資が少なくなり、統制経済になった上に人々が疎開したので、商業は難しくなった。

昭和二十年（一九四五）三月の米軍の空襲で、和泊字商店街は全滅し、終戦後、米軍政下におかれて本土と行

政上分離されて、物資は欠乏、物価は高騰して生活困難し、一部に闇商売が行われたのみであった。

昭和二十八年（一九五三）十二月日本復帰に従い、国の復興事業に続いて振興事業が実施されて商業も軌道に乗り、三十一年（一九五六）には、商店数百四軒、販売額九千三百万円になった。その後、町の産業は年々発展して、その生産高は、四十一年（一九六六）に十三億円、五十四年（一九七九）に百一億円と急増した。町民の所得も四十一年度の十三億円から五十四年度は九十三億円と七倍に飛躍し、それにつれて商業も活発になり、五十四年には、商店数二百九軒、販売額二十五億円に増大した。

他方、港湾の整備、空港の開設によって、交通は阪神、鹿児島、沖縄へと四通八達して大変便利になり、五十五年（一九八〇）の港の乗降客約十万人、空港の乗降客約七万人と、人と物の移動が活発で、町民の所得の増大に伴い商業はますます発展し、昔のよろず屋形態から脱皮して専門店化、スーパーマーケット化し、商品は貧富になり、店頭店頭の装飾も近代的になった。

二 金 融

応永二年（一三九五）ごろに、世之主が島主となった琉球支配時代のころはまだ貨幣の融通はなかった。

文化・文政のころに、初めて黒砂糖を製造し、その生産高が相当量に達したころから、本土商人が砂糖を買って初めて金銭の流通が行われた。ついで、金銭の貸借も起こった。が、安政元年（一八五四）に、藩が砂糖の総買上制を実施すると同時に、商売を禁止し、金銭の流通を廃止した。

しかし、生活のために米の貸借は行われて、その利息は三十パーセント以上の高利であった。明治三年（一八七〇）に、土持政照が山口真粹憲、沖利有などと謀って社会を創設して、その米を年利二十パーセントで貸し付けた。

明治六年（一八七三）は、藩から県が引き継いだ保護会社に対する債務として砂糖百四十六万斤（約八十七万キロ）と、貢租糖約二十万斤（約十二万キロ）の合計百六十六万斤（約九十九万キロ）の負担があった。これに対

して、当年の砂糖産額は約百四十万斤（約八十四万キロ）

で、これを全部支払いに充当すると生活が出来ないので、与人士持政照が、保護会社の債務の軽減ならびに年賦償還の請願に鹿児島へ出張、ついで上京して、西郷隆盛の助力によって、大蔵省への貢糖は半額即納、残りは右代金の十カ年賦納入が許され、保護会社への品物代の六十パーセントは棄却になった。そして同年初、大山県令が大島巡視の際、島民の窮状を察して残りの四十パーセントの品物代も免除された。この免除された砂糖の中から、明治八年（一八七五）に、二十九万二千斤（約十七万キロ）が社会資本に編入された。

明治十一年（一八七八）末の社会現金残高は五千二百九十九円余で、貸し付け額は四千二百七十七円余。米残高は千百二十五石余（約百八十四キロリットル）で、貸出は三百八十八石余（約七十七キロリットル）。社会が最初の金融機関として相当利用されている。

明治六年（一八七三）に、県から貨幣融通の申渡しがあり、翌年、沖永良部島に千三百三十三円を無期限無利息で貸し下げ、さらに、明治八年（一八七五）に、沖永良部島に六千三百九十四円を十カ年賦で貸し下げたの

で、この二つを合わせて、島内の下家部（下世帯）に三円、中家部に二円、上家部に一円ずつ貸し付けて、貨幣の流通を奨励した。

同時に、次の金銭貨幣価値表が配布された。

一、金銀貨幣一円―九十六銭にして十二貫五百文、旧錢にして三十七貫五百文。

一、銀貨幣十銭―九十六銭にして一貫二百四十八文、旧錢にして三貫七百四十八文。

一、天保錢一枚―九十六銭にして百文、旧錢三百文。

一、寛永波形一枚―天保錢一枚に換えるに四枚を以てす。九十六銭にして二十四文、旧錢七十二文。

一、文久錢一枚―十八文、旧錢五十四文。

一、寛永通宝一枚―天保錢一枚に換えるに八枚を以てす。旧錢にして三十六文。

百枚を以て十銭に、千枚を以て一円に換える。

この金銭の通用によって、鹿児島島商人が開店したので、貨幣の流通が促進された。

明治十一年（一八七八）十一月に、銭何貫何百といわ

ずに、金何円何十銭何厘ととなえるようにと、大島支庁から論議があった。

明治十二年（一八七九）ごろの米の貸借利子は年三十パーセントが普通であったが、これもいたって少なく、十二カ月間に、金、米、砂糖と三度にころがして計算し、倍以上の暴利をむさぼる者が多く、負債した者は大変困窮したので、向井新兵衛郡長心得が暴利について懇諭した。それにしたがって、島中から協議して利子は三十パーセントを超過させないように申し合わせたので、一時は守られたが、二、三年の内に乱れて、また倍以上の利子で貸借する者が多くなった。

明治十九年（一八八六）に、新納中三支庁長は、鹿児島商人が島民に高利で金銭を貸し付けて、其負債は積もり積もって返済に困って苦しんでいたのので、大阪商人阿部彦次郎から年九・六パーセントの利子で借り変えさせた。そのため鹿児島商人も一時は九・六パーセントの利子にした。が、鹿児島商人の画策で新納中三が失脚し、阿部彦次郎が手を引くと、また高利に戻った。だが、後、阿部彦次郎が郡に進出して、金利を七パーセントにしたので、鹿児島商人も七パーセントにした。

明治二十二年（一八八八）に、社会金利を改正して、貸付金年九・六パーセント、貸付米は年十五パーセントになった。

明治二十三年（一八九〇）に、前記の県からの借入金のうち、六千三百九十四円は返納し、千三百三十三円は返納を免除されて、社会資金に加えられた。

明治二十八年（一八九五）八月の社会金穀現在高は、貸付元利二万一千二百四十七円余と、貸付米七百六十七石余（約百三十八キロリットル）、粃千三十四石余（約百八十六キロリットル）。残高は現金九百三十五円余、粃在倉百七十五石余（約三十二キロリットル）。

同年、社会資金を確保して万時の用に適応するために、従来の貸付法を変更して、公債を買入れること、既貸付金は四分の一に減少して即納させることを決定した。

明治三十二年（一八九九）に、社会は解散された。

明治四十三年（一九一〇）に、有限責任大島郡販売組合に信用事業が付加されて、産業資金や納税などに金融の道が開かれ、貯蓄も奨励された。

この有限責任大島信用販売購買組合は、時代の変遷につれて、農業会、協同組合、信用農業協同組合と組織を

変えて、和泊町農業協同組合へと発展し、昭和五十八年（一九八三）現在、貯金高二億二千三百円余、貸付額約二十億円と大金融機関になった。

大正八年（一九一九）ごろは、第一次世界大戦後の景気で金融は緩んだ。

古来、島の金融は個人の高利貸（金利三十パーセント以上）と、模合（頼母子講）に依存していたが、昭和七年（一九三二）に、龍野為孝氏が大島無尽株式会社の出張所を誘致、ついで、昭和十年（一九三五）に、有川貞辰氏が鹿児島相互無尽株式会社沖永良部出張所を開設して、当時としては大口の金融が行われるようになった。

昭和三十年（一九五五）に旭相互銀行に統合され、四十二年（一九六七）に閉鎖した。

昭和二十三年（一九四八）に、米軍政下に置かれたので、通貨は軍票B券に切り換えられた。

昭和二十六年（一九五一）に、琉球銀行沖永良部支店が創設された。これが銀行による金融の始まりである。

昭和二十八年（一九五三）日本復帰に伴ない、琉球銀行支店が鹿児島銀行支店に変更して、近代的金融機関が確立された。

昭和三十八年（一九六三）に、奄美大島信用金庫和泊支店が、五十五年（一九八〇）に、奄美信用組合沖永良部支店が設置された。

昭和五十二年（一九七七）の沖永良部台風の被害が甚大であったので、沖永良部台風災害復興資金として、五十七億七千万円を国が融資した。

現在は、鹿児島銀行沖永良部支店、奄美大島信用金庫和泊支店、奄美信用組合沖永良部支店、和泊町農業協同組合など四つの金融機関があつて、昭和五十八年（一九八三）九月現在、預金高は百十三億円、貸出額百二十三億と、いづれも百億円台を越し、大いに金融の機能を發揮している。この外に、奄美群島振興開発基金沖永良部駐在事務所があつて、町の振興に寄与している。